

定 款

改 定 2021 年 6 月 25 日

株式会社ゼンショーホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ゼンショーホールディングスと称し、英文では、ZENSHO HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれら附帯する又は関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) 飲食店、食料品販売店の開拓、取得、所有経営並びに経営受託
- (2) 農業、水産業並びに畜産業
- (3) 農産物、水産物、畜産物の卸、販売並びに輸出入、食品加工並びに販売
- (4) 食料品、調味料の製造、卸並びに販売
- (5) 酒類、清涼飲料、その他の飲料の製造、加工、販売並びに輸出入
- (6) コーヒーの焙煎、加工並びに卸、販売
- (7) 給食事業並びに配食サービス事業
- (8) 食器、調理器具、その他店舗関連雑貨の輸出入、仕入、卸並びに販売
- (9) 廚房機器、食品加工機械の製作、販売、リース、レンタル並びに輸出入、仕入
- (10) 店舗等の設計、施工並びに管理
- (11) 衣料品、ユニフォームの製造、輸出入、卸、販売
- (12) 百貨小売業及びこれに関連する商品の製造・加工・卸売業
- (13) 花の卸売並びに販売
- (14) 調剤薬局業及び医薬品並びに医薬部外品の販売
- (15) インターネットを利用した通信販売事業
- (16) 介護サービス事業
- (17) 不動産の売買、仲介、賃貸借並びに管理
- (18) コンピュータ・システムの企画、開発、保守、運用並びにコンサルティングサービス
- (19) 労働者派遣事業
- (20) 倉庫業、冷凍倉庫業
- (21) 貨物自動車運送業
- (22) 自然エネルギーによる発電並びに売電事業
- (23) ビル並びに一般家屋清掃業、クリーニング業
- (24) 保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務委託

- (25) 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介並びに保証、銀行代理業その他金融業
 - (26) 電子マネーを用いたポイントカード、プリペイドカードの発行、販売並びに管理
 - (27) 生命保険の募集並びに損害保険代理業
 - (28) 旅行業法に基づく旅行業
 - (29) 前各号に附帯関連する一切の事業
2. 前項に定めるもののほか、当会社は前項に定める会社等に対する経営コンサルティング業並びに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡の業務並びにこれらに附帯し、又は関連する業務を営むことを目的とする。
3. 前2項に定めるもののほか、当会社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運営業務及びこれらの代行業務を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、43,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および新株予約権の割当を受ける権利
- ④次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を置くことができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査役等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除等に関する経過措置)

2019年6月開催の第37回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第1項の定めるところによる。

2. 2019年6月開催の第37回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。